

<日本陸水学会論文賞「陸水学雑誌論文賞」選考に関する申し合わせ>

第1条（趣旨）

本申し合わせは、「日本陸水学会論文賞選考内規」第3条4のうち「陸水学雑誌論文賞」選考に関する詳細を記すことを目的とする。

第2条（選考対象）

前年度および前々年度に掲載された報文の中から、原著、総説、短報、資料を選考対象とする。

第3条（選考委員）

各選考委員は3～5編程度の評価を担当するものとし、1編当たりの評価者数は最低3人以上を確保するものとする。ただし、掲載報文数の増減により、委員1人当たりの担当報文数は増減することもありえる。

第4条（評価項目）

各選考委員は担当する報文について、1) オリジナリティー、2) インパクト、3) 完成度、4) 総合評価の4項目について評価を行う。

第5条（採点）

1) オリジナリティー、2) インパクト、3) 完成度の3項目については、それぞれ1～3点で評価するものとし、4) 総合評価については1～5点で評価するものとする。ただし、評価点は数字が大きいものを高評価とする。

第6条（採点における留意点）

選考委員は、各自が担当した採点結果について、1) オリジナリティー、2) インパクト、3) 完成度についてはそれぞれの項目の平均点が2点になるように、4) 総合評価については平均点が3点になるように努めるものとする。必要に応じて、各点数は小数点以下の数値も許容するものとする。

第7条（結果の提出）

選考委員は、担当する報文の採点結果、およびその評価理由を選考委員長に提出する。

第8条（選考委員会による審議）

選考委員長は、全選考委員からの提出された結果を集計し、メール審議もしくはウェブ審議により、受賞候補論文を原則1～2編選考する。

付則

本申し合わせは、2020年12月26日より実施する。